

みんなで考えよう 市町村合併⑪

新津市が正式加入!!

第二回新潟地域合併問題協議会の概要



広報十一月一日号でお知らせしたとおり、十月二十五日(金)に新潟市で開かれた第二回新潟地域合併問題協議会において、当市と小須戸町の同協議会への正式加入が承認されました。これにより、新津市を含めた周辺十二市町村、委員数七十三名で構成される新たな枠組みの新潟地域合併問題協議会が発足しました。

当日会合では、二市町の加入に伴う協議会の規約や予算の改定、今後どのような項目について、どのような方法で協議を進めていくのが審議された承されました。また、政令指定都市の実現を目指す決議も採択されました。

今号では、この協議会で話し合われた内容についてお知らせします。



今回の協議会で決まったことは

●規約の一部改正
当市と小須戸町の加入により、新潟地域合併問題協議会規約の一部が次のように改正されました(傍線部)。

(設置)
第一条 新潟市、新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、西川町、味方村、湯東村、月潟村及び中之口村(以下「関係市町村」という。)は、合併に関する諸問題について協議を行うため、新潟地域合併問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。
(変更部分のみ抜粋)

●予算の追加補正
平成十四年度新潟地域合併問題協議会予算も、歳入歳出それぞれ六十万円が追加補正されました(下表)。

平成14年度 新潟地域合併問題協議会予算(補正後)

歳入 (単位:千円)			歳出 (単位:千円)		
区分	金額	説明	区分	金額	説明
負担金	7,600	新潟市 4,610 新津市 529 白根市 442 豊栄市 518 小須戸町 150 横越町 192 亀田町 374 西川町 205 味方村 140 湯東村 154 月潟村 132 中之口村 154 負担割合(均等割15%、人口割85%)	報酬	3,588	協議会委員報酬
県支出金	1,000	新潟県市町村合併研究支援事業補助金	需用費	2,546	協議会資料作成・消耗品等
歳入合計	8,600		役務費	632	協議会会議事録作成等
			委託料	794	協議会ホームページ
			使用料及び賃借料	1,040	協議会会場使用料等
			歳出合計	8,600	

政令指定都市の実現を目指す決議

今日、我々を取り巻く社会経済情勢は、少子高齢・高度情報化社会の到来、国際化の進展、地球規模の環境保全に対する意識の高まりなど大きく変化している。

一方、国を初め、地方を取り巻く財政環境は依然として厳しいなかで、地方分権一括法の制定以来、地方への権限移譲が進展しており、真の分権社会の創出に向けて、自らの責任で自立した都市を目指すために、一層の努力を傾けていかねばならない。

こうした中で、我々新潟市、新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、西川町、味方村、湯東村、月潟村及び中之口村の12市町村が目指すべき方向は、現行地方制度において最も広範な権限と財源を持つ政令指定都市の実現を図ることであり、その前提となる広域合併に向けて協議を開始した。

我々は、この広域合併を通じて、魅力と活力にあふれたまちづくりを進め、政令指定都市「新潟」の実現を図ることが、産業振興による雇用の拡大、人との交流による更なる賑わい、強化された行財政基盤のもとでの安定的・主体的な行政サービスの展開など、市民の福祉向上に大きく寄与することを確信する。

よって、我々は、以下の事項の実現に向けて最大限の努力を払うことを決意する。

記

- 1 広域合併を成功させ、日本海側の政令指定都市を早期に実現すること。
- 2 住民自治の一層の充実を図り、それぞれの地域(旧市町村)で育んできた数々の優れた伝統や個性ある地域文化を尊重するとともに、地域コミュニティをさらに進展させ、地域の多様性を活かし、その魅力を発揮できる都市を目指すこと。
- 3 新潟地域が有する優れた都市機能と豊かな自然環境との調和・共存を図り、学術や研究開発の充実、空港・港湾などの都市基盤の一層の強化等により、活力にあふれた産業の集積と、国内外との多様な交流を実現し、日本海側の中枢拠点都市、さらに環日本海の国際交流拠点都市としての発展を目指すとともに、全国有数の農業基盤を活かして、先進的な取り組みにより農業の活力ある発展を図り、「田園型政令指定都市」の実現を図ること。
- 4 不断の行財政改革を行うとともに、税財源の移譲を求めるなど、自主財源の安定的な確保等を図り、真の分権社会の創出に向けて、自主的自立的な都市の実現を目指すこと。

以上、決議する。

平成14年10月25日

新潟地域合併問題協議会

●協議項目と協議方法
十七にわたる協議項目(広報十一月一日号3頁に掲載)を設定し、このうち 合併の方式や合併の期日、 議会の議員の任期や定数の取り扱い、それに地方税の取り扱いと 地域審議会(1)の取り扱いの五項目については、事務局が原案を示さずに直接、任意協議会で協議

することに決定されました。
●今後の協議予定
おおむね一年をかけて、各市町村の現状や比較を行い、行政制度や合併設計画(2)の在り方について、協議していくことになりました。
第三回目となる次回協議会は十二月に開催の予定です。

協議する内容は、
十二市町村の現状(公共施設、財政、一部事務組合の状況等) 行政制度調整方針事務局案説 明・協議
・各種事務事業調整の原則
・各種事務事業以外の行政制度 行政制度五項目協議
合併設計画案作成方法について

●政令指定都市の実現を目指す決議
この協議会の目指すべき方向である政令指定都市の実現に向けて、「田園型政令指定都市」の実現といった四つの目標となる事項を盛り込んだ左記の決議が採択されました。

1: 地域審議会
合併後、地域住民の声を施策に十分に反映されるように、合併前の市町村区域を単位として設置することができず。この審議会は、市長の諮問に応じた審議を行った。市長に意見を述べることにより、地域の意向を伝える役割を持つこととなります。

2: 合併設計画(市町村建設計画)
合併後の市町村が将来進むべき方向や、それに基づく具体的な事業計画(施設整備や財政など)を定めるものです。この計画は、それぞれの地域の機能分担が十分に発揮され、均衡がとれた発展ができるように配慮して作成されるとともに、まちづくりが効果的に推進され住民福祉の向上に結びつくことを目的としています。

新潟地域合併問題協議会のホームページができました。協議会の開催状況や議事録などをご覧になれます。

新潟地域合併問題協議会
ホームページアドレス

<http://www.niigatachiiki-gappei.jp/>